

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

岩手県軽米町

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1. 管理的地位への女性職員の登用

- 機構改革により管理職ポストが増加したことに加え、コミュニケーション能力等の研修を実施し、昇進への意識改革に取り組んだ。(各年度4月1日現在)

項目	目標		令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度
	数値	年度					
管理的地位の女性職員の割合	女性管理職の登用	令和6年度	18%	25%	23%	22%	11%

2. 男性職員の育児休業等の取得

- 該当職員2人がそれぞれ取得した。(配偶者出産休暇取得者1人、育児参加休暇取得者1人。)

項目	目標		令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年度	平成29年度
	数値	年度					
男性職員の育児休業等の取得促進	男性の配偶者育児休業等取得率	令和6年度	100%	0%	0%	0%	0%

3. 年次休暇の取得促進

- 年次休暇取得義務化の開始により取得促進が図られたが、取得日数が少ない職員に対し、計画的な取得を組織的に進める必要がある。(各年1月1日～12月31日)

項目	目標		令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年
	数値	年度					
年次休暇取得率	55%	令和6年度	62%	58%	57%	49%	50%

4. 超過勤務時間の削減

- 新型コロナウイルス感染症関連の業務に伴い、超過勤務時間が多い職員が見られた。「ノー残業デー」を設け庁内放送で呼びかけを行ったが、特定部署及び特定職種で超過勤務が多い傾向にあることから、事務事業の見直しによる対応が必要である。

(各年度4月1日～3月31日)

項目	目標	令和3年度	令和2年度	平成31年度	平成30年	平成29年
360時間/年以上の超過勤務をした職員数	360時間/年以上の超過勤務をさせない。	6人	2人	6人	1人	1人